

住宅リフォーム・危険ブロック塀安全対策工事の資金を助成!

住宅リフォーム(改修)工事

自己居住用住宅のリフォーム(改修)工事等を行った場合に、その経費の一部を助成します。

対象者

- ①市民で、市税の未納がない方
- ②対象工事について、市から他の助成・補助等を受けていない方
- ③過去にリフォーム助成金を受けていない方(太陽光発電の設置工事を除く)

対象工事

- ①対象者の居住用住宅等の修繕・補修増築などの工事であること
- ②住宅環境の改善に関するリフォーム工事等であること

※新築の工事等は対象となりません。

危険ブロック塀安全対策工事

道路等に面した危険なブロック塀等を撤去・改修する費用の一部を助成します。

危険なブロック塀等とは?

道路等に面し、地面からの高さが1m以上あるブロック塀(補強コンクリートブロック造)や組積造(石積みやレンガ積みの塀など)の塀等で、下表の条件のいずれか1つを満たすもの。

	ブロック塀 (補強コンクリートブロック造)	組積造 (石積みやレンガ積みの塀など)
1	塀の高さが、地面から2.2mを超えているもの	塀の高さが、地面から1.2mを超えているもの
2	塀の厚さが、15cm未満(塀の高さが2m以下の場合10cm未満)であるもの	塀の厚さが高さの1/10未満のもの
3	控え壁がないもの(塀の高さが1.2m以下のものを除く)	控え壁がないもの(塀の厚さが高さの1.5/10以上であるものを除く)
4	控え壁の間隔が3.4mを超えているもの	控え壁の間隔が4.0mを超えているもの
5	控え壁の突出長さが、高さの1/5未満のもの	控え壁の突出長さが、塀の厚さの1.5倍未満のもの
6	コンクリートの基礎がないもの	コンクリートの基礎がないもの
7	傾きやひび割れがあるもの	傾きやひび割れがあるもの

対象者

- ①助成対象工事を行う方で、工事対象となる塀を所有する方(法人も可)
- ②市税の未納がない方(法人も同様)

対象工事

市内に存する危険なブロック塀等を撤去・修繕する、または撤去に併せてその跡地に安全な塀等を設置する工事

助成の申し込みの共通事項

対象工事

- ①市の登録市内施工業者に依頼して行う工事
- ②着工前の工事(現場確認する場合があります)

助成金額

消費税を除く20万円以上(ブロック塀工事は10万円以上)の工事に対し、工事費の10%(上限15万円・千円未満切り捨て)

※工事費は、申請時に見積書の写し、完了時に領収書の写しで確認します。

申請後、工事金額に増額があっても、助成金額は変更できません。また、完了時に見積額を下回る場合、助成金の額は変更になります。

申請書類配布

4月22日(月)配布場所 商工課、市役所本庁舎1階総合窓口、吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

※市HPからもダウンロード可

その他

- ・先着順ではありません。予算を上回った場合は抽選になります。
- ・申請は原則、本人またはご家族の方に限定します。

6月3日(月)～14日(金) (午前9時～午後5時)に、商工課または吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課へ

◎耐震改修をお考えの方

過去にこの助成を受けていても、現行の耐震基準に適合させる工事(昭和56年5月31日以前の建物)を行う場合は、1回に限り対象となります。

問 商工課 ☎ 25-5208

勤労者向け住宅資金貸付制度をご利用ください

勤労者住宅資金貸付制度		
資金使途	市内に居住するための住居の新築、増改築、購入、修繕および宅地の取得	
主な申込要件	①事業所に引き続き2年以上勤務していること ②年齢が満20歳以上60歳未満であること ③市税を完納していること ④資金の返済能力を有すること	
融資限度額	有担保1,000万円	無担保500万円
利 率	年1.865%(変動金利)	年1.0%(固定金利)
融資期間	25年以内 (完済年齢満76歳未満)	10年以内 (完済年齢満71歳未満)
担 保	要	不要
保 証 人	(一社)日本労働者信用基金協会の保証、更に場合により連帯保証人	(一社)日本労働者信用基金協会の保証
保証料率	年0.24%	返済期間・融資金額による
取扱金融機関 中央労働金庫秩父支店		

※融資利率等は改定される場合がありますので、申し込み前に必ずご確認ください。
※市HPもご覧ください。
問 商工課 ☎ 25-5208